

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月30日から同年5月2日まで

厚生労働省の記録では、A社における資格喪失日が平成13年4月30日となっているが、実際は同年5月1日まで勤務しており、同年4月分の厚生年金保険料も給与から控除されていた。

給与明細書及び預金通帳を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、預金通帳及び雇用保険の記録により、申立人は、平成13年5月1日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び平成13年3月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年3月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年3月から同年8月までは50万円、同年9月から16年3月までは47万円、同年4月から17年8月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成17年9月1日から18年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成17年9月から18年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月から18年8月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成15年3月から18年8月までの期間について、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。

しかし、実際の給与額が9万8,000円に下がったことはなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成15年3月から17年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、15年3月から同年8月までは50万円、同年9月から16年3月までは47万円、同年4月から17年3月までは41万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、15年3月に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、事業主を除く元同僚全員（6人）の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成17年4月8日付けで、15年3月に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、B税理士法人から提出された「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び破産管財人から提出された当該事業所の「第26期決算報告書」（決算期間は、17年5月1日から18年4月30日まで）によると、申立人の報酬月額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に対応した額に引き下げられた状況は見当たらない。

さらに、滞納処分票によると、当該遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、元事業主及び元同僚は、「申立人は、印刷の営業担当だった。」と証言している上、上記滞納処分票によると、社会保険事務所との交渉は、事業主が行っていることが確認できることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について、平成15年3月に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年3月から同年8月までは50万円、同年9月から16年3月までは47万円、同年4月から17年8月までは41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成17年9月から同年11月までの期間については、上記第26期決算報告書及びC市発行の申立人に係る17年分所得・課税・控除証明書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間のうち、平成17年12月から18年3月までの期間については、
i) 上記決算報告書によると、申立人に係る当該期間の役員報酬に変動があった状況はうかがえないこと、ii) 保険料は翌月控除であると考えられるところ、元同僚の所持する17年12月及び18年4月分給与明細書によると、厚生年金保険料控除額がいずれの月も同額であることが確認できること等から、申立人は、当該期間において、直前月（17年11月）と同額の標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人の平成17年9月から18年3月までの期間に係る保険料を納付したか否かについては、上記決算報告書等において確認又は推認

できる役員報酬額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成18年4月から同年8月までの期間については、申立人は、「当時は経営が苦しく、退職する数か月前からは給与の遅配や未払いが続いた。」と供述しており、実際の報酬額についての記憶も曖昧である。

また、当該事業所は、既に閉鎖しており、当該期間の関係資料(貸金台帳、源泉徴収簿等)が無いことから、申立人の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県B組合C会D支部における資格取得日に係る記録を昭和30年9月1日に、資格喪失日に係る記録を31年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年8月1日まで

A県B組合C会E支部に勤務した後、D支部に転勤し、その後C会F部E課に転勤となった。

しかし、年金の記録では、D支部に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間の前後を通じてA県B組合C会に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B組合C会から提出された申立人の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同C会に継続して勤務（昭和30年9月1日に同C会E支部から同C会D支部に異動、31年8月1日に同C会D支部から同C会F部に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年8月及び31年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A県B組合C会D支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難い

ことから、事業主は社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から31年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月から同年 8 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、47万円から24万円に引き下げられている。

遡って記録が訂正されたことについては何も知らなかったもので、申立期間を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 1 月から同年 3 月まで申立人が主張する 47 万円と記録されていたところ、同年 4 月 24 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って 24 万円に引き下げられ、申立人の被保険者資格喪失日（同年 9 月 26 日）まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社では、2名の元同僚についても、申立人と同様に平成 4 年 4 月 24 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する平成 4 年分源泉徴収票によると、申立人の申立期間に係る報酬月額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（24 万円）に見合う額に引き下げられた状況は見当たらない。

また、当時の事業主は、「申立期間当時、経営状態が非常に厳しく、厚生年金保険料を滞納していた。滞納保険料を解消するために、社会保険事務所職員の指導により、遡って従業員の標準報酬月額を引き下げたような記憶がある。標準報酬月額を引き下げることに関し、従業員に説明したか否かは覚えていない。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年4月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、申立人について、同年1月1日に遡って標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 15 日から 37 年 8 月 1 日まで

昭和 36 年 6 月 15 日から 39 年 12 月 20 日まで A 社で勤務した。B 社を退社後すぐに A 社に勤めたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚及び申立期間当時同居していた家族の証言により、入社時期は特定できないものの、申立人が昭和 37 年 8 月 1 日以前から A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び元同僚が当時の社会保険事務担当者として記憶している元同僚は、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人と同時期に被保険者資格を取得している元同僚は、「私も入社日と厚生年金保険の加入日が相違している。」と証言していることから、当該事業所では、一律に従業員の厚生年金保険の被保険者資格を取得させておらず、取得させる時期も入社と同時ではなかったものと考えられる。

また、A 社は、昭和 39 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年8月10日まで
② 平成4年10月1日から5年8月10日まで

昭和48年から平成9年まで、毎年、季節雇用で、A社B工場（現在は、C社B工場）に勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

当時は、給与から保険料が引かれていた覚えがあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社B工場が保管している人事記録簿、並びに当時の総務課長及び経理担当者の証言により、申立人が申立期間①及び②当時、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、申立人については、平成3年9月12日に老齢厚生年金の裁定が行われ、申立人は、申立期間①及び②において、当該老齢厚生年金を全額受給（加給年金部分を除く）していることが確認できるところ、仮に申立人が当該期間において、厚生年金保険の被保険者であった場合、60歳に達していないため老齢厚生年金は全額支給停止されることから、申立人は、当該期間において、自らが厚生年金保険の被保険者になっていないことを認識していた可能性がうかがえる。

また、当時の経理担当者は、「社会保険と雇用保険はセットで加入させていた。」と証言しているところ、申立期間①及び②を除き、申立人の雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、当時の賃金台帳、源泉徴収簿は保管していないと回答していることから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控

除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 7 月まで
夫が経営していたA社に、常勤監査役、取締役として勤務していた。申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、取締役会議事録には、役員報酬額は年額240万円との記載があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の昭和62年1月26日付け取締役会議事録によると、申立人の役員報酬(年額)は240万円と議決されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の元事業主である申立人の夫から提出された当該事業所に係る第7期(昭和57年12月1日から58年11月30日まで)から第11期(61年12月1日から62年11月30日まで)までの決算報告書によると、申立人の役員報酬は、申立期間のうち、58年10月から61年6月までについては、月額10万円であったものと推認でき、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)とおおむね一致する。

また、上記決算報告書によると、申立期間のうち、昭和61年7月から62年7月までについては、申立人の役員報酬が月額20万円であったものと推認できるものの、当該決算報告書では、申立人に係る厚生年金保険料控除額について確認できない上、元事業主は、賃金台帳、源泉徴収簿等の関係資料は保管していないと回答しているほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 61 年 4 月 21 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について標準報酬月額が 9 万 2,000 円とされているが、実際の給料は 10 万円だったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫名義の預金通帳により、申立期間のうち、一部期間についてA社からの給与振込が確認できるものの、当該振込額は、申立人及びその夫の給与を合算した額であり、それぞれの給与の内訳について確認できない。

また、当該事業所は、昭和 61 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も他界しており、当時の賃金台帳等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月から 14 年 10 月まで
ねんきん定期便で、申立期間の標準報酬月額が、事業所の全喪後に訂正され引き下げられていることを知った。私は事業主だったが、標準報酬月額の訂正の届出については関与していない。
標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、44 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 11 月 29 日）の後の、15 年 4 月 14 日付けで、13 年 3 月に遡って 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及び当該遡及訂正当時において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していないと主張しているものの、滞納処分票によると、申立期間当時の当該事業所は、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるとともに、申立人は、社会保険事務所（当時）から滞納保険料の納付について督促を受けていたことを認めている。

さらに、申立人は、「会社が倒産したときに、社会保険事務所の人が来て、いくつかの書類に押印した記憶がある。」と供述しており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことがうかがえるところ、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務執行に係る責任を負うべき代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理

の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。